

山口市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市が発注する学校給食用物資の納入に関して、給食の安全安心な提供を行うため、物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、物資を納入する業者の登録について、必要となる事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 本市へ学校給食用物資を納入しようとする者は、本要綱で定める手続きにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた者を「登録者」という。

(登録者の遵守事項)

第3条 登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等に従うこと。
- (2) HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を実施すること。
- (3) 物資を受注した場合においては、別に定める「山口市学校給食食材納入仕様書」に従い、本市が指定する期日、時間、場所に衛生的に納入し、不良品の発生等、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検便検査を1ヶ月に1回以上実施し、当該検査結果等に係る報告を求められた場合は、すみやかに提出すること。

(提出書類)

第4条 登録を希望する者は、山口市学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書または身分証明書
- (2) 食品衛生許可書の写し及び食品衛生監視票の写し
- (3) 所在地の市区町村におけるすべての税目の「滞納の無いことの証明書」(または「納税証明書」)
- (4) 口座振替依頼書(様式第2号)
- (5) その他、市長が特に必要と認める書類

(登録審査及び公表)

第5条 登録に係る審査及び公表は、次のとおり行うものとする。

- (1) 審査は、前条の規定により提出された書類によって行うものとする。
- (2) 申請書に記載された者を登録者として決定したときは、山口市学校給

食用物資納入業者登録通知書(様式第3号)により、また、登録をしない者として決定したときは、山口市学校給食用物資納入業者登録不可通知書(様式第4号)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(3) 市長は、登録者を決定した場合は、本市ウェブサイトにより公表する。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とし、以降、有効期間の単位を2年間とし、これを繰り返すものとする。

2 前項の期間の途中に登録を受けた者の登録の有効期間は、登録完了日から前項の登録の有効期間の残期間とする。

(登録の効果)

第7条 市長は、学校給食用物資の調達に当たって、登録者を見積合わせ等による業者選定に参加させることができる。

(申請事項の変更)

第8条 登録者は、申請事項に変更が生じたとき、又は廃業若しくは休業をするときは、山口市学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止等届(様式第5号)を原則2か月前までに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号の事項を遵守しないとき。

(2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。

(3) 登録者が登録の取消しを申し出たとき。

(4) その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対し山口市学校給食用物資納入業者登録取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(登録者等連絡会)

第10条 市長は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方等について登録者との意見交換及び必要事項等の共有等を行うことを目的として、必要に応じて登録者等連絡会を開催し、登録者に出席を要請することができる。

(暴力団の排除)

第11条 山口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、又は暴力団員に該当する者は、本要綱における登録申請を行うことができない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。